

事務連絡
令和7年9月1日

保護者各位

県立宮古高等学校
校長 松原 芳和
(公印省略)

県立学校家族休暇制度の試行について

みだしのことについて、令和7年7月7日付け教県第832号にて、県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記資料を提示しますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は資料に従って届け出ていただくようお願いします。

記

- 1 送付資料
 - (1) 説明資料
 - (2) Q&A
 - (3) チラシ
 - (4) 申請書

本件担当

県立宮古高等学校
教頭 遠藤 美紀夫
[TEL:0980-72-2118](tel:0980-72-2118)

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年9月
県立宮古高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 試行期間

令和7年9月～3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テストの実施日

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません（高校生・高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒のみ）。詳しくはQ&Aをお読みください。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

本校所定の「県立学校家族休暇申請書」をHR担任に提出してください。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等は行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。

「県立学校家族休暇制度」 Q & A

Q 1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A 1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q 2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A 2 取得できる日数は試行期間中3日まで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q 3 いつでも取得できますか。

A 3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q 4 急きよ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A 4 高校計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

県立中学校・特別支援学校前日でも届け出ることは可能ですが、給食費の負担が発生してしまうことから、学校が定める期限までの届出をお願いします。

Q 5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A 5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q 6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A 6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q 7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A 7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等は行いません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q 8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A 8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 高校・特別支援学校の一部の生徒※もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

※特別支援学校の一部の生徒・・・特別支援学校高等部に在籍し、高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修している生徒

県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりませんが、もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例

(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は 2/3 を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が 2/3 を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例

(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 るべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 るべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は 2/3 を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が 2/3 を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！

【制度の概要】

■試行期間

令和7年度2・3学期

■対象

全県立学校の児童・生徒

■取得できる日数

試行期間中3日まで

■休暇の取扱い

出席停止・忌引等

※欠席にはなりません。

■取得できない日

学校行事や定期テストがある日、
その他学校が定める日
※(高校・一部の特支)取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。

■対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

詳細は
「説明資料」「Q & A」を
ご覧ください

【届出について】

■届出の期限

取得日の1週間前までに学校へ届け出してください。

■届出の方法

別途、学校所定の「県立学校家族休暇申請書」をHR担任に提出してください。

県立学校 家族休暇制度の試行について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

制度の概要についてはこちら↓



県立宮古高等学校



沖縄県・沖縄県教育委員会



<https://pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1028654.html>

【お問い合わせ先】

■制度全般に関するこ

県教育庁県立学校教育課

電話：098-866-2715

■届出手続等に関するこ

県立宮古高等学校

電話：0980-72-2118

県立学校家族休暇申請書

届出日 令和___年___月___日

県立宮古高等学校
校長 松原 芳和 殿

下記の期間について家族休暇を申請いたします。

○申請期間

令和___年___月___日（___）～___月___日（___）（___日間）

○学校からの確認事項（□に✓を記入してください。）

- 保護者の責任のもと家族で過ごす休暇となります。
- 保護者向け説明資料を必ずご確認してください。
- 学校行事の日程や生徒の出席状況によっては、承認できないことがあります。
- 本申請は、休暇希望日の1週間前までに担任へ提出してください。

上記の確認事項を了承し申請いたします。

保護者（申請者）氏名_____印

____年____組____番

生徒氏名_____

※以下、記入不要

教頭	学年主任	H R 担任

※受理承認の日付を記入（月／日）

承認 不承認